

やまがた緑環境税評価・検証について（抜粋）

I やまがた緑環境税と森林環境譲与税の使途の整理について

1 市町村の取組状況

市町村では、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づく森林整備を進めていくこととしているが、現時点では、森林の現況調査やモデル地区における意向調査、森林境界の明確化等を進めており、本格的な森林整備の着手時期については、マンパワー不足や意向調査に長時間要する等の課題があり、現時点では未定としている市町村が多数を占めている。

2 令和8年度までの対応方針

ハード事業

- R8年度までは現在の事業スキームを継続。今後の森林経営管理制度による人工林整備の進捗状況を確認しながら、必要に応じて事業の見直しを行う。ただし、市町村が森林経営管理制度に基づく経営管理権を設定する森林については、国庫補助事業又は森林環境譲与税による整備対象森林となり得ることから、荒廃森林緊急整備事業の対象地から除外する。

ソフト事業

- R8年度までは現在の事業スキームを継続。市町村による森林環境譲与税の活用は、森林整備が優先されることから、やまがた緑環境税による森づくり活動、やまがた木育やみどりを育む意識の醸成を引続き実施する。
- 市町村の取り組み状況を確認しながら必要に応じ関係事業の見直しを行う。

II 令和4年度以降のやまがた緑環境税制度と活用施策のあり方(R4 から R8)

1 やまがた緑環境税制度のあり方

1) 制度の継続：

- ・ H29 年度から取り組んでいる基本方向や H29 年度から R8 年度までの 10 カ年計画は継続
- ・ 新たな社会情勢の変化等に対応し、事業の拡充や見直し、要件の追加

2) 税額・税率：現状を維持

2 活用施策のあり方（主な変更点）

1) 環境保全を重視した森林整備の推進

荒廃のおそれのある人工林や活力が低下している里山林の整備

- ・ 市町村が「森林経営管理制度」に基づく経営管理権を設定する森林は当事業の対象から除外【要件追加】

2) 県民参加の森づくりの推進

地域住民や市町村、企業等が行う計画的かつ広がりのある活動や地域と連携して行う森づくり活動を推進

- ・ 絆の森企業等による交流会を開催し新規企業の参入を推進するとともに自主的に活動できる企業を増加【拡充】

3) 自然環境保全対策の推進

野生動植物生息・生育調査の充実や希少野生生物の生息環境保全等の推進

- ・ ニホンジカの管理体制の強化、食害等のモニタリング調査の本格実施、貴重な森林資源の更新手法の検討【拡充】

4) 森林・自然環境学習等の推進

幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習等「やまがた木育」の推進

- ・ 「やまがた木育」の充実【拡充】

◇各県民の森の機能拡充、木育体験イベントや地域産材を活かした木製品等を活用することで、森や木に触れる機会を創出

◇県民参加の森づくりや森林・自然環境学習を充実するため、森の案内人や木育指導者等の人材の養成を推進

5) みどりを育む意識の醸成

森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環の推進

- ・ やまがた森の感謝祭のリニューアル【見直し】

◇やまがた森の感謝祭を従来の式典型から、森林内での本格的な植樹を中心とした体験型に転換

◇森の感謝祭の会場を森林体験活動や森林環境学習の場として活用し、緑の少年団等のみどりを育む意識の醸成

6) みどりを育む意識の醸成

- ・ ターゲットを明確にした効果的な普及・啓発による認知度の向上【拡充】